



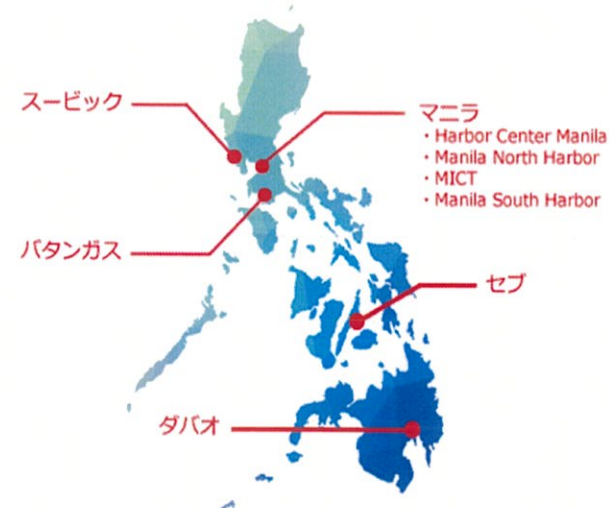
KATO TRANSPORT CO., LTD.

2021.9.3



SAILING SCHEDULE OSAKA TO MANILA

VESSEL (Voyage) ※VIA PUSAN	BOOKING CUT	CFS CUT	大阪 (Osaka)	MANILA (South)
CONTSHIP DAY V.2129W	8/30 (MON)	9/1 (WED)	9/3 (FRI)	9/12 (SUN)
CONTSHIP DAY V.2130W	9/6 (MON)	9/8 (WED)	9/10 (FRI)	9/19 (SUN)
CONTSHIP DAY V.2131W	9/13 (MON)	9/15 (WED)	9/17 (FRI)	9/26 (SUN)
CONTSHIP DAY V.2132W	9/16 (THU)	9/21 (TUE)	9/24 (FRI)	10/3 (SUN)



(ブッキング窓口)

加藤運輸(株) 海運営業部
〒541-0054大阪市中央区南本町4丁目1番8号
アルテビル南本町6階
TEL: 06-6253-6688 FAX: 06-6251-8622
担当: 室木

(貨物搬入場所)

加藤運輸(株) 築港第二突堤保税上屋
(NACCS CODE: 4AW89)
〒552-0022大阪市港区海岸通3丁目4-55
TEL: 06-6573-6931 FAX: 06-6572-7332
担当: 高原/ 稲田

・ PHILIPPINESの輸入申告について

課税標準価格	関税行政令(Customs Administrative Order: CAO)第4-2004号に従い、原則として、CIF価格に相当する取引価格を基に計算される。 取引価格で計算できない場合は、同一品の取引価格などを基に計算される。
輸入税金等	1. 最恵国(MFN)税率 2. 自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)の適用税率
その他	付加価値税(VAT、12%)、物品税など。 さらに国内消費用に輸入される煙草、蒸留酒、ワイン、自動車、鉱物製品などは、関税のほか物品税を支払わなければならない。 木材梱包材はSPM NO.15の則する。又、関税事後調での書類保存期間は輸入取引日から3年。 ※PEZA(フィリピン経済特区)登録企業への輸入については通関等の手続きが簡素化されます。(2005年7月7日開始) 尚、輸入禁制品、確認が必要とされる規制、加工食品、検査が必要な品目、経済特区PEZA以外への輸出の場合には、輸入申告の際に許可までの時間が掛かること、誤申告へのペナルティ、税関職員毎の見解相違に注意が必要です。

- ・ (一貫輸送) ドアデリバリーもお引き受け致します!!
- ・ スケジュールは変更になる場合がございます。